

# 第1回 旭川ダム再生 環境検討委員会

日 時: 令和8年5月15日(金) 14:00~16:00  
場 所: 岡山河川事務所 会議室(Web 会議併用)

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

(1) 設立趣意書及び規約(案)、公開規定(案)について

(2) 旭川ダム再生事業の概要について

(3) 環境影響評価の進め方について

### 3. 閉 会

## 旭川ダム再生 環境検討委員会 設立趣意書

旭川ダム再生事業は、旭川の洪水調節機能のさらなる向上を図るため、「旭川中上流ダム再生事業」として令和2年度より実施計画調査に着手した。

この度、既設旭川ダムを有効活用する「ダム再生事業」として「旭川ダム再生」を旭川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)に位置づけた。

旭川ダム再生事業は、「環境影響評価法」の対象事業には含まれないものの、事業実施区域内には希少な動植物の生息生育が確認されていることから、事業の実施による環境への影響を出来る限り回避又は低減することを目的に本事業による環境への影響を予測及び評価し、必要に応じて保全措置等を検討することとした。

このため、地域の状況を十分に把握し、かつ自然環境に精通した有識者からなる「旭川ダム再生 環境検討委員会」を設置し、指導、助言を得ながら「旭川ダム再生環境レポート(仮称)」を取りまとめ、自然環境と共生したダムづくりを目指すものである。

# 旭川ダム再生 環境検討委員会 規約(案)

(名称)

## 第1条

本会は「旭川ダム再生 環境検討委員会」(以下、「委員会」と称する。

(目的)

## 第2条

委員会は、旭川ダム再生事業における環境調査の実施、環境影響予測・評価及び環境保全措置の検討、「旭川ダム再生環境レポート(仮称)」の作成にあたり助言、指導を得ることを目的として設置する。

(委員会)

## 第3条

1. 委員会の構成は別表に掲げるとおりとし、岡山河川事務所長が委嘱する。
2. 委員会には、会務を統括するために委員長を置き、委員長は委員間の互選により選任する。
3. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職を代理する。
4. 委員会は、第2条の目的を遂行するために必要と認めた場合には、別表以外の者の出席を求めることができる。
5. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(公開)

## 第4条

1. 委員会は、原則公開とし公開方法については別途定める。

(事務局)

## 第5条

委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所開発工務課とする。

(運営)

## 第6条

1. 委員会は、委員長が招集する。
2. 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。
3. 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4. 委員の代理出席は認めない。

(雑 則)

第7条

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附 則)

この規約は、令和8年 月 日から施行する。

## 「旭川ダム再生 環境検討委員会」委員名簿(案)

&lt; 委員 &gt;

氏 名	職 名	専門分野
河原 長美 (かわら おさみ)	岡山大学 名誉教授	水環境
小林 秀司 (こばやし しゅうじ)	岡山理科大学 理学部動物学科 教授	動物
中田 和義 (なかた かずよし)	岡山大学 学術研究院 環境生命自然科学学域 教授	保全生態学 (水生動物)
波田 善夫 (はだ よしお)	岡山理科大学 名誉教授	環境 (植物)
前野 詩朗 (まえの しろう)	岡山大学 名誉教授	河川工学 (水工学)
丸山 健司 (まるやま けんじ)	日本野鳥の会 岡山県支部長	環境 (鳥類)
山地 治 (やまじ おさむ)	岡山県野生動植物調査検討会 昆虫部会長	昆虫

(敬称略 五十音順)

## 旭川ダム再生 環境検討委員会 公開規定(案)

### (目的)

第1条 本規定は、「旭川ダム再生 環境検討委員会」(以下「委員会」という。)規約第4条に規定する、公開方法を定めるものである。

### (委員会の公開)

第2条 委員会は原則公開とするが、生物における重要種の情報を取り扱う場合で情報漏洩が懸念される場合は、非公開とすることができる。

- 2 委員会資料は、生物における重要種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料をウェブサイトで公表する。
- 3 委員会の内容は、委員の意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、生物における重要種の情報など公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトで公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

### (委員会の傍聴)

第3条 委員会を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)は、あらかじめ事務局に申し入れ許可を得た者に限る。

- 2 委員会の撮影、録画、録音をしてはならない。ただし、あらかじめ事務局の許可を得た場合は、この限りではない。
- 3 委員長は、傍聴者が検討会の進行を妨げ、会場の秩序を乱す行為、その他検討会の妨害となるような行為を行った場合には、傍聴者に退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。
- 4 傍聴者は、事務局の指示に従わなければならない。

### (その他)

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、委員会で定める。

### 附則

#### (施行期日)

この公開規定は令和8年 月 日から施行する。